国立大学法人大分大学住居手当支給細則

平成１６年４月１日制定

（趣旨）

第１条　この細則は，国立大学法人大分大学職員給与規程（平成１６年規程第１８号。以下「給与規程」という。）第１５条第３項の規定に基づき，住居手当の支給に関して，必要な事項を定める。

（支給範囲）

第２条　給与規程第１５条第１項第１号に掲げる職員には，職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養をうけているもの及び給与規程第１２条２項に規定する扶養親族たる者をいう。以下同じ。）が借り受けた住宅に居住し，家賃を支払っている職員を含むものとし，職員が職員又はその扶養親族たる者と次に掲げる者（以下「配偶者等」という。）とが共同して借り受けている住宅に当該配偶者等と同居し，家賃を支払っている場合においては，その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員に含まれるものとする。

（１）　職員の配偶者

（２）　職員の一親等の血族又は姻族である者

２　給与規程第１５条に規定する家賃については，次に掲げるものは，家賃には含まれない。

（１）　権利金，敷金，礼金，保証金その他これらに類するもの

（２）　電気，ガス，水道等の料金

（３）　共益費

（４）　駐車場料金

３　給与規程第１５条第１項第２号に掲げる配偶者が居住するための住宅を借り受けている職員には，職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住する配偶者がある職員で，その住宅の家賃を支払っているものを含むものとし，職員が配偶者の居住する住宅で次に掲げるものに係る家賃を支払っている場合においては，その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員に含まれるものとする。

（１）　職員又はその扶養親族たる者と職員の一親等の血族又は姻族である者とが共同して借り受け，当該一親等の血族又は姻族である者が居住している住宅

（２）　職員又はその扶養親族たる者と職員の扶養親族でない配偶者とが共同して借り受けている住宅

４　給与規程第１５条第１項第１号に規定する住宅は職員が居住している住宅であって，当該職員の生活の本拠となっているものとし，同条第２号の配偶者が居住するための住居は配偶者が居住している住宅であって，配偶者の生活の本拠となっているものとする。

５　一時的に当該住宅を離れている場合（出張，病気転地療養，海外派遣等）には，居住要件を除く給与規程第１５条第１項に規定する要件に該当する場合は，引き続き居住しているものとみなす。

（適用除外職員）

第３条　給与規程第１５条第１項第１号に規定する別に定める職員は，次の各号に掲げる職員とする。

（１）　地方公共団体，公庫の予算及び決算に関する法律（昭和２６年法律第９９号）第１条に規定する公庫，国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第９条の２各号に掲げる法人等から貸与された職員宿舎に居住している職員

（２）　職員の扶養親族たる者が所有する住宅及び職員の配偶者，父母又は配偶者の父母で，職員の扶養親族たる者以外のものが所有し，又は借り受け，居住している住宅並びに学長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（配偶者が居住するための住宅から除く住宅）

第４条　給与規程第１５条第１項第２号の「別に定める住宅」は，第３条第１号に規定する職員宿舎及び同条第２号に規定する住宅とする。

（権衡職員の範囲）

第５条　給与規程第１５条第１項第２号の「権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの」は，国立大学法人大分大学単身赴任手当支給細則（平成１６年細則第８号）第５条第２項に該当する職員で，同項第２号に規定する満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が居住するための住宅として，同号に規定する人事交流等の直前の住居であった住宅（国等から貸与された宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）を借り受け，月額１６，０００円を超える家賃を支払っているものとする。

（届出）

第６条　新たに給与規程第１５条第１項の職員たる要件を具備するに至った職員は，当該要件を具備していることを証明する次に掲げる書類を添付して，別に定める様式により，その居住の実情，住宅の所有関係等を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅，家賃の額等に変更があった場合についても，同様とする。

ア　借り受け　賃貸借契約書等

イ　居住　　住民票等

ウ　支払い　　家賃領収書，家賃領収に係る振込通知書及び通帳等

エ　その他　　その他必要と認められる証明書

２　前項の場合において，やむを得ない事情があると認められるときは，添付すべき書類は，届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第７条　学長は，職員から前条第１項の規定による届出があったときは，その届出に係る事実を確認し，その者が給与規程第１５条第１項の職員たる要件を具備するときは，その者に支給すべき住居手当の月額を決定し，又は改定するものとする。

２　学長は，前項の規定により住居手当の月額を決定し，又は改定したときは，その決定又は改定に係る事項を記録し，認定状況を把握するものとする。

（家賃の算定の基準）

第８条　第６条第１項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において，家賃の額が明確でないときは，次の各号に定める基準に従い，家賃の額に相当する額を算定するものとする。

（１）　居住に関する支払額に食費等が含まれている場合　その支払額の１００分の４０に相当する額

（２）　居住に関する支払額に電気，ガス又は水道の料金が含まれている場合　その支払額の１００分の９０に相当する額

（３）　居住に関する支払額に共益費が含まれている場合　やむを得なく分離不可能の際には全額

（支給の始期及び終期）

第９条　住居手当の支給は，職員が新たに給与規程第１５条第１項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から開始し，職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし，住居手当の支給の開始については，第７条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは，その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から行うものとする。

２　住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは，その事実の生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは，それらの日の属する月）からその

支給額を改定する。前項ただし書の規定は，住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
３　第１項ただし書の届出を受理した日の取扱いについては，扶養手当における取扱いの例による。

（その他）
第１０条　住居手当は，職員が次に掲げる場合に該当するときは，その期間中支給されない。
（１）　停職にされている場合
（２）　専従休職している場合
（３）　育児休業をしている場合
（４）　介護休業をしている場合
（５）　大学院修学休業をしている場合
２　給与規程第３６条第１項の規定により給与が減額される場合でも減額されない。
３　給与規程第３６条第４項の規定により本給の半減が行われる場合であっても半減されない。

（事後の確認）
第１１条　学長は，現に住居手当の支給を受けている職員に対し，その者が給与規程第１５条第１項に規定する要件を具備しているか及び住居手当の月額が適正であるかについて，随時確認できるものとする。

（雑則）
第１２条　この細則の実施に関し必要な事項は，学長が定める。

附　則（平成１６年細則第６号）
この細則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年細則第３７号）
この細則は，平成１８年１０月１７日から施行する。

附　則（平成１９年細則第５号）
この細則は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年細則第４６号）
この細則は，平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年細則第２１号）
この細則は，平成２２年１１月１日から施行する。

附　則（平成２８年細則第３６号）
（施行期日）
１　この細則は，平成２９年４月１日から施行する。
（平成２８年規程第８１号附則第２項の規定が適用される間の読替え）
２　平成２９年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は，この細則による改正後の国立大学法人大分大学住居手当支給細則第３条第２号中「給与規程第１２条第５項」とあるのは，「国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成２８年規程第８１号）附則第２項の規定により読み替えられた給与規程第１２条第５項」とする。

附　則（令和２年細則第１２号）
（施行期日）
１　この細則は，令和２年４月１日から施行する。
（令和３年４月１日における届出の特例）

２　令和３年３月３１日において国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和２年規程第２４号）附則第２項の規定による住居手当を支給されている職員であって，同年４月１日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け，家賃を支払っているもののうち，同日に給与規程第１５条第１項各号に該当することとなるものについては，令和２年３月３１日において支給されていた住居手当に係る第６条第１項の規定により行われた届出（国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和２年規程第２４号）附則第２項及び第４項に規定する住居手当の支給に関し学長が別に定める事項に関する細則（令和２年細則第１３号）第５条において準用する第６条第１項の規定による届出が行われた場合には，当該届出）を令和３年４月１日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附　則（令和７年細則第３１号）

この細則は，令和７年４月１日から施行する。